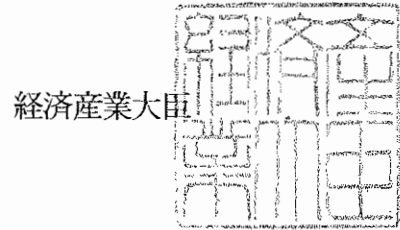


経済産業省

平成21・11・12統第1号
平成21年11月13日

総務大臣 殿



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省企業活動基本調査



主管部課	経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室
事務担当者	近藤 麻衣 電話：03（3501）1831 e-mail：kondo-mai@meti.go.jp

申請事項記載書

- 1 調査の名称
経済産業省企業活動基本調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1 調査事項</p> <p>(1) 企業の名称及び所在地</p> <p>(2) 資本金額又は出資金額</p> <p>(3) 企業の設立形態及び設立時期</p> <p><u>(4) 直近1年間の組織再編行為の状況</u></p> <p><u>(5) 企業の決算月</u></p> <p><u>(6) 事業組織及び従業者数</u></p> <p><u>(7) 親会社、子会社・関連会社の状況</u></p> <p><u>(8) 資産・負債及び純資産並びに投資</u></p> <p><u>(9) 事業内容</u></p> <p><u>(10) 取引状況</u></p> <p><u>(11) 事業の外部委託の状況</u></p> <p><u>(12) 研究開発、能力開発</u></p> <p><u>(13) 技術の所有及び取引状況</u></p> <p><削除></p> <p><u>(14) 企業経営の方向</u></p> <p><u>(15) バイオテクノロジーの利用状況</u></p>	<p>1 調査事項</p> <p>(1) 企業の名称及び所在地</p> <p>(2) 資本金額又は出資金額</p> <p>(3) 企業の設立形態及び設立時期</p> <p><u>(4) 企業の決算月</u></p> <p><u>(5) 事業組織及び従業者数</u></p> <p><u>(6) 親会社、子会社・関連会社の状況</u></p> <p><u>(7) 資産・負債及び純資産並びに投資</u></p> <p><u>(8) 事業内容</u></p> <p><u>(9) 取引状況</u></p> <p><u>(10) 研究開発</u></p> <p><u>(11) 技術の所有及び取引状況</u></p> <p><u>(12) 情報化の状況</u></p> <p><u>(13) 企業経営の方向</u></p>	<p>近年、企業のグローバル化やサービス化の進展、企業単位から企業グループとしての活動の強化等、企業活動を巡る社会経済情勢は大きく変化しており、それに対応すべく、事業の国際化・サービス化、組織の再編成（企業グループによる機能分担を含む）及び人的資産への投資等、企業の活動も著しく変容を遂げている。こうした変化を受けた統計審議会諮問第312号の答申及び統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ報告書（平成20年8月）の指摘を踏まえ、企業活動の実態をより適切に把握するよう調査事項の追加、変更を行う。</p> <p>一方、コンピュータ・ネットワークの一定水準の普及、団塊世代の退職の問題（2007年問題）への対応等、時代の変化とともに把握の必要性が低下した調査事項及び記入困難な調査事項を廃止し、報告者の負担軽減を図る。</p>

<p>2 結果の公表期日 公表は、速報を<u>8ヶ月以内</u>に、確報を1年4ヶ月以内に行う。</p> <p>3 調査企業のうち法人企業統計調査規則(昭和45年大蔵省令第48号)第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、<u>資本金5億円以上</u>のものに係る企業活動基本調査は、第4項第7号及び第8号に掲げる調査事項にあつては、第5項第1号及び同項第2号の規定にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、<u>第5号</u>、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。</p>	<p>2 結果の公表期日 公表は、速報を<u>10ヶ月以内</u>に、確報を1年4ヶ月以内に行う。</p> <p>3 調査企業のうち法人企業統計調査規則(昭和45年大蔵省令第48号)第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、<u>資本金6億円以上</u>のものに係る企業活動基本調査は、第4項第7号及び第8号に掲げる調査事項にあつては、第5項第1号及び同項第2号の規定にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。</p>	<p>早期公表化を図るため、速報の公表期日について変更。</p> <p>法人企業統計調査の標本抽出方法の変更に伴い、調査対象法人の資本金額を変更するもの。 配当総額あるいは配当性向について把握することの必要性が増していることから、企業における配当金の状況を把握するため、調査事項「(8)資産・負債及び純資産並びに投資」に、「剰余金の配当状況」に関する設問項目を追加。それに伴って、法人企業統計調査において対応する調査事項を追加。</p>
--	--	--

注1) 主管部課欄及び事務担当者欄については、別記様式第1号と同じ。

2) 記載量に応じて、横長で作成しても差し支えない。

3) 一般統計調査に準用する場合であつて、前回の承認から今回の申請までの間に「軽微な変更」が行われている場合には、「変更前」の欄は、直近の調査内容を記載する。